

令和6年度 第11回 諏訪市農業委員会 議事録

公表用

第11回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

- 1 日 時 令和6年12月24日(火曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員数
- |      |            |
|------|------------|
| 農業委員 | 12名        |
| 会 長  | 12番 小泉 幸善  |
| 会長代理 | 2番 岩波 眞喜雄  |
| 会長代理 | 5番 矢崎 勝美   |
|      | 1番 藤森 正一   |
|      | 3番 湯澤 広充   |
|      | 4番 田中 政文   |
|      | 6番 飯田 吉三   |
|      | 7番 濱 幸彦    |
|      | 8番 宮坂 誠一   |
|      | 9番 溝口 喜視   |
|      | 10番 五味 恵美子 |
|      | 11番 藤森 紀保  |
- 農地利用最適化推進委員 10名
- |  |       |
|--|-------|
|  | 河西 正裕 |
|  | 小泉 辰也 |
|  | 伊藤 賢次 |
|  | 藤森 芳樹 |
|  | 金子 善行 |
|  | 矢崎 俊実 |
|  | 矢澤 博司 |
|  | 原 孝志  |
|  | 林 隆史  |
|  | 小松 弘明 |
- 4 農業委員会事務局
- |          |       |
|----------|-------|
| 局 長      | 雨宮 寛之 |
| 次 長      | 藤森 秀  |
| 主 査      | 大杉 武史 |
| 主 任      | 荒牧 幸治 |
| 会計年度任用職員 | 細田 栄一 |
- 5 署名委員
- |    |       |
|----|-------|
| 6番 | 飯田 吉三 |
| 7番 | 濱 幸彦  |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり  
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は  
適正に行われている(該当議案なし)

<b>○委員会成立報告</b>	
事務局 雨宮寛之 局長	これより令和6年度第11回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席農地利用最適化推進委員はいません。出席委員は10名です。
<b>○議事録署名人の指名</b>	
事務局 雨宮寛之 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に6番の飯田吉三委員、7番の濱幸彦委員を指名します。
<b>○会長あいさつ</b>	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。今年も後一週間となりました。東北や北海道では大雪となっていますが、諏訪は雪も降らず、寒さも例年より暖かい状況です。コロナやインフルエンザが発生しており、豊田小学校や諏訪西中学校では学級閉鎖もあると聞いています。気を付けていただければと思います。 それでは早速、審議を始めさせていただきます。 1ページ、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について、No.17、中洲の件の説明をお願いします。

<b>○議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について</b>	
10番 五味恵美子委員	(No.17) 所在は大字中洲字起シ〇〇番〇、〇〇番〇。地目は台帳が田、現況も田です。面積は〇〇㎡と〇〇㎡で、合計〇〇㎡です。 〔場所の説明〕 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。譲渡人は令和〇年〇月に相続で申請地を取得したが、高齢で耕作管理が困難なため譲りたいということです。売買価格は〇〇円です。譲受人は〇〇歳で〇〇市に在住ですが、〇〇市にある法人の役員をしており、諏訪に年間150日通うことは可能とのこと。友人にアドバイスを貰いながら耕作していきたいとのこと。トラクター、田植え機、コンバインをリースする予定です。 現在、荒地の状態ですので、来年は田起こしをして田が出来る状態にし、再来年から耕作をしたいと希望しています。 計画書を読み上げます。農業を行いたいと考えております。自宅は〇〇市になりますが、会社が〇〇市〇〇にあります。年間150日間、休日を含め農業の時間を確保します。農業は初めてですが、農業を行っている友人がおり、指導してもらい耕作したいと思います。現地がすぐに田圃ができる状況ではないため、令和7年は田圃ができるように整え、令和8年以降に米作りを行いたい。地域の活動への参加、共同利用施設の取決めを遵守します。このような計画書が出されています。 隣接する田の耕作者2名から承諾を受けたとの連絡がありました。地元区長に関しては、年末のため交代の時期にあたり連絡が取れていない状況で、年明けに連絡をするとのこと。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。
事務局 雨宮寛之 局長	譲受人は、〇〇(法人)の代表者と思いますが、営農計画どおり農業ができるのか注視が必要と思う。申請書上は整っているので問題ないと思われるが、パトロールをしっかりと行っていく必要がある。
10番 五味恵美子委員	申請地はとても荒れていて、悩みのある土地であると前任者から引継を受けています。今の状態に戻さないよう田として利用するようにお願いしました。
小泉幸善 会長	申請地を見ましたが、ヨシかカヤか相当な長さのものが刈り倒してありました。田にするには1年かけて準備が必要だと思います。新規就農ということで営

	農計画書が提出されていますので、それで判断せざるを得ないと思います。もし今後この方がすぐに宅地や雑種地への農地転用を申請してきたら、それは認められないと判断するか、同じようなことがあれば今後の農地取得も認めませんという形とするかと思います。
事務局 藤森秀 次長	新規就農において面積要件が無くなりました。法令等で決まっている訳ではありませんが、今まで一般的に3条許可にあたっては、3年3作が必要と言われており、継続して農地として活用いただくことが許可要件となります。すぐに転用となり、同じ申請者が3条申請で別の場所について申請した場合、その申請は認められないとすることは出来るとされています。その意味で許可後において、注意して見ていく必要があるということになります。
A委員	書類上整っていれば今回は良いとしても、今後、申請地を見て、耕作しているかを確認する必要がある。〇〇地区において、〇〇の方が畑にすると農地を取得したが、現状ヨシが生えた状態となっている。同じようなことが起きないようによく見なければならぬと思う。
B委員	例えば申請があり、書類が整っていたので許可をするということになれば、その書類通り実施しなかった時に、どのような判断をするのが悩ましい。今回の申請についても、法人の代表者をされているにもかかわらず、新たに就農を決意し150日通いますという書類になっているので、従事日数について疑問が残ってしまう。今回申請された方の法人は、私の担当する地域で2年前に農地を買い、分譲する計画があった。代表者とも区長を交えて話し合いをさせていただいた。この2年間草刈りを2、3回行い、辛うじて放置になっていないが、売れてはいない状況です。
10番 五味恵美子委員	書類上整っていますが疑問が残るので、今後しっかり見ていこうと思っています。今年も農地パトロールの時に見せていただきました。
小泉幸善 会長	担当の方に見ていただくのは当然として、中洲の方たちも年2回の農地パトロール時など見ていただきたいと思います。来年は耕作出来る様に管理したものの、再来年耕作しないとすれば、農業委員会として指導は出来ると思われまます。また、約〇〇坪で〇〇円というのは非常に安い。贈与にあたるかもしれない。この点もご承知おきください。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、2ページ、議案第35号農地法第4条の規定による許可申請について No.7 中洲の件の説明をお願いします。

<b>○議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について</b>	
10番 五味恵美子委員	(No.7) 所在は大字中洲字南浦〇〇番〇。地目は台帳田、現況畑。面積は〇〇㎡です。 〔場所の説明〕 申請目的は、畑の所有者〇〇さんが、貸駐車場〇台分、自己農業用車両〇台分の駐車場として整備したいとのことです。〇側に住宅があり、日陰となるため、農作物が育ちにくい場所です。また、隣接地にある借家の方から駐車場が不足していると相談され、申請地を駐車場として借りたいとの申し出がありましたので、整備して貸したいとのことです。 現在、申請地の1/4は畑として耕作していますが、自動車〇台分は既に隣地借家の方の駐車場として利用されています。それについて顛末書が提出されています。申請地の一部を耕作するため、自動車駐車と農機具の積み込み用としてスペースを確保していましたが、隣接の貸家の入居者が車の置く場所に困っていたので、私が利用しない時に利用しても良い旨伝え隣接貸家利用者に貸してしまいました。今後このようなことが無いようにするとの内容です。

	<p>土地について、隣接の宅地は一段高く、隣接する農地は申請者所有地のため問題ありません。</p> <p>工事は碎石敷きに〇〇円。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>駐車場のため雑排水は発生しません。雨水は敷地内で地下浸透処理をします。</p> <p>〇〇区長へは12月5日に説明し了承済みです。近隣への説明は9月12日に説明し了承済みです。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続いて、3ページ、議案第36号農地法第5条の規定による許可申請について No.55 四賀の件の説明をお願いします。</p>

### ○議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>推進委員 伊藤賢次 委員</p>	<p>(No.55)</p> <p>所在は大字四賀字山ノ免通〇〇番〇。地目について台帳は田、現況について、ここ2、3年は不耕作の状態です。面積は〇〇㎡です。</p> <p>申請目的は、駐車場、資材置場。規模は塩ビ管等の資材置場及び従業員の車〇台、トラック、ダンプカー、ショベルカー各〇台となっています。</p> <p>譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)です。申請事由について、譲渡人は手不足、譲受人からの要請等により申請地を譲り渡したい。譲受人は従業員の駐車場及び土木業機械と資材置場として譲り受けたいということです。</p> <p>契約内容は売買で、〇〇円。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>事業費は、土地購入費に〇〇円。造成費他に〇〇円。合計〇〇円となっています。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p> <p>農地転用による周囲への影響ですが、〇側と〇側に田があり、それぞれの地権者には今回の申請の件について説明をし、了解を得ているとのこと。公図に無い昔からの水路が申請地の〇側にあります。譲受人の既存資材置場から申請地へ入る通路として、水路の上を通る形となります。鉄板等で養生して、従前の水路機能を保つとのこと。</p> <p>雨水については敷地内地下浸透処理をします。</p> <p>境界について確認済みです。</p> <p>普門寺区長へ連絡済みです。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続いて、4ページ No.56 湖南の件の説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 金子善行 委員</p>	<p>(No.56)</p> <p>所在は大字湖南字六反〇〇番〇。</p> <p>〔場所の説明〕</p> <p>地目は台帳畑、現況も畑。面積は〇〇㎡です。申請地は六反という区画整理地区で、道路や排水路が整備されています。その中で農地として残っている所となります。</p> <p>申請目的は住宅です。木造の2階建、建築面積が〇〇㎡、延べ床面積が〇〇㎡で、ほぼ総二階の住宅です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。契約内容は売買で、〇〇円。</p> <p>〔資金計画の確認〕</p>

	区長及び近隣へ説明済みで、承諾を得ています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、5ページ No.57 豊田の件の説明をお願いします。
6番 飯田吉三 委員	(No.57) 所在は大字豊田字構〇〇番〇。地目は台帳田、現況は不耕作です。以前家庭菜園的に作っていたことがあるようです。面積は〇〇㎡。 申請目的は資材置場と駐車場です。規模はコンテナ等と自動車〇台です。 貸付人は〇〇さん。借受人は〇〇(法人)です。 〔場所の説明〕 借受人が資材置場として既に借りている土地が隣接しており、その奥が申請地となります。既存借地は〇〇㎡です。申請地と合わせ〇〇㎡が借受人の資材置場と駐車場になります。 賃借料が年〇〇円となっています。 事業費は、造成費に〇〇円。碎石を敷いて造成するとのこと。 〔資金計画の確認〕 周辺に農地は全くありません。影響は無いと思われます。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、6ページ No.58 中洲の件の説明をお願いします。
5番 矢崎勝美 委員	(No.58) 所在は大字中洲字豆田〇〇番〇。地目について、台帳現況共に田。面積は〇〇㎡。 〔場所の説明〕 周辺のほとんどが住宅となっています。申請地の〇側は、少し前に〇〇㎡近くを業者が開発して分譲した場所です。譲渡人の〇〇さんもその分譲地に土地を持っていました。今回の土地もまとめてという気持ちもあったようですが、広さの関係から除外されてしまい、今回の申請となっています。隣のほぼ同面積の土地の売却が決まったばかりという状況です。残った一軒分の土地について、買っていただける方が見つかったということです。 譲受人は〇〇さん、〇〇さんです。 事業費は、土地代に〇〇円。住宅代を含めて〇〇円。 〔資金計画の確認〕 周りが全て住宅地、雑種地になっていますので、農業に係る影響はありません。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 〇側が前回売れて、今回申請地が売れ、〇側で少し残っているのか。
5番 矢崎勝美 委員	豆田地区で大きく残っているのは、地図上では少し離れた所です。所有者の方はしっかりと農業をやりたいとのことで、頑張っておられます。
小泉幸善 会長	この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 続いて、7ページ 議案第37号農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明をお願いします。

<b>○議案第37号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について</b>	
事務局 荒牧幸治 主任	(No.27, 28) 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の解除について、また、同じ場所で新たに利用権の設定を受ける方について説明します。

	<p>対象地は高島二丁目〇〇番〇の〇、〇〇番〇の〇、上川三丁目〇〇番〇の合計3筆になります。利用権を設定する土地の所有者は〇〇さん、利用権の設定を受けていた方は〇〇さんです。利用権の種類が賃貸借、内容が水稻、期間が令和6年7月1日から令和16年6月30日の10年間の計画でしたが、今回、利用権の設定を受けていた方について解除となります。</p> <p>同じ土地になりますが、新たに〇〇(法人)が利用権の設定を受けます。利用権の種類が賃貸借、内容が水稻、始期が令和7年1月1日から終期が令和16年12月31日の10年間について利用権を設定するものになります。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>利用権の設定が解除となる理由は。</p>
A委員	<p>高齢で手が回せなくなってきており、10年先までは無理とのことでした。</p>
C委員	<p>〇〇さんが親戚ということで作ってきてくれたが、年齢的に難しくなってきたので、〇〇(法人)に替えるとのことでした。</p>
小泉幸善 会長	<p>解除の件について承認して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>新たな設定の件について承認して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。</p> <p>続いて、9ページ 議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>

### ○議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項農用地利用集積計画について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>先月、諏訪平土地改良区の基盤整備事業に係る農地利用集積計画について承認いただきましたが、今回はその追加分になります。</p> <p>対象地は第1工区と第2工区合わせて9筆となり、中間管理事業によるものになります。公告については令和6年12月27日を予定しています。借入につきまして、始期を令和7年1月1日、終期が令和16年12月31日の10年となります。</p> <p>工区別の図面上影が付いている筆について、今回、契約を締結するものになります。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>農地中間管理事業による契約は今回が最後か。</p>
事務局 荒牧幸治 主任	<p>今後も農地基盤整備事業に伴う集積による契約締結が進められる予定です。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について承認して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です</p> <p>続いて、協議事項 諏訪市農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議について説明をお願いします。</p>

### ○協議事項 諏訪市農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議について

事務局 荒牧幸治 主任	<p>今回、令和6年10月16日に農用地区域除外に係る申請がされ、事前協議をお願いするものです。</p> <p>申請者は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの3名となります。今回、該当する土地が共有名義ということです。〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんの母になります。申請者の代表としては、〇〇さん、長男の方です。</p> <p>除外申請地は大字豊田字大場〇〇番〇。面積が〇〇㎡です。</p> <p>当該計画に係る事業目的は宅地の拡張です。具体的には家庭菜園と物置</p>
----------------	--

の設置です。必要性として、申請地は先代が購入し店舗を構えていた。そこを先代から相続した土地になります。建設当時においても、地目が田のまま残り、何十年間もそのままであった。平成〇年に相続を受け3名の共有となっている。相続を機に、少し時間は経ってしまったが、申請地を含めて宅地として活用しているので、一体的に使うために、農業振興地域の農用地区域の除外をしたいというものです。

〔場所の説明〕

もともと先代が店舗として申請地を囲むような形で宅地として使っていた。そのため申請地が残ってしまった。現況は畑として機能しているが、地続きになっていることから、宅地の一部として使用していきたいというものです。

農用地区域変更後の事業が土地の造成等ということですが、今回の〇〇㎡については、既に埋め立て済みであり、畑としての機能が残っています。現況は申請地と〇側の土地の間に木柵が設置してありまして、その木柵も経年劣化しており、敷地の〇側にコンクリート擁壁を設置したいと考えられています。

農用地区域変更後の事業のうち建築物等の新築等については、今回、物置の建築面積が〇〇㎡となっており、現在設置してあるものになります。物置が既に建っておりますので、工事等はコンクリート擁壁以外ありません。工事予定年月日は、令和7年11月20日頃着手予定で、完了が令和7年12月30日を予定しています。

今回この場所を選定した理由として、申請地は、以前店舗があった敷地と旧住居の敷地に挟まれた農地であり、家庭菜園として利用しているということになります。他に所有する農地はありません。なお、進入路は〇側より住宅の間を通るとしています。

周辺農地及び農用地の集団化、農作業の効率化等総合的な利用等への影響ですが、申請地の〇側に田がありまして、申請地は〇側なので農業への影響は無いと思われます。雨水の排水対策については、雨水は敷地内で地下浸透により処理し、農業に影響無いようにするという事です。用水には接していないと確認しています。

転用事業後の周辺農作物への影響及び対策について、隣接農地所有者の承諾書が添付されています。申請地の〇側の土地を所有する〇〇さんの承諾書です。また、〇〇さん所有の土地を耕作している〇〇(法人)からも承諾書をいただいています。一般ごみは市の指示に従い処理をするということです。

農業車両の交通確保対策について、申請地〇側に隣接する農地は、農地の〇側に接する市道から出入りが可能と確認しています。

地元(近隣)住民の賛成の有無について、隣接する農地所有者の承諾書と共に、土地改良区の同意を頂いています。同意書に付け加えられた条件を遵守すると確認しています。

土地改良事業の状況について、過去8年間の間には、土地改良事業が行われていないと確認しています。

本事業のため必要とされる法令に基づく許認可について、農地法第4条許可を申請する予定です。

資金計画について、コンクリート擁壁の工事代として〇〇円の見積書の写しが添付されています。

〔資金計画の確認〕

現況の写真について、朱線で囲まれている所が申請地となります。周りを住宅に囲まれている土地と確認できます。

〇〇さんから土地の経過書が提出されています。読み上げますと、申請地は一級河川〇〇川の改修、拡幅工事のために平成〇〇年〇月に分筆された

	<p>土地であります、少なくとも〇〇年以上前から畑であり、昭和〇〇年頃には物置小屋も建っていました。元々は〇〇番〇より分筆された〇〇番〇を住居としていましたが、河川改修の時に分筆され、〇〇番〇敷地が狭くなり、〇〇番〇に所在した店舗を取壊し、そこに住宅を新築しました。昭和〇〇年代より営業していたのですが、営業していた先代が亡くなり、詳しい経緯を聞くことが出来ませんが、確かに子供の頃から畑で、物置小屋も建っていました。当時から数十年という年月が経ってしまいましたが、この申請を機に農用地区域から除外をし、宅地の一部として一体的に使用していきたいと考えております、としています。</p> <p>最後に、土地選定理由書が添付されています。読み上げますと、この度の農用地区域除外申請における土地の選定については、申請地は申請人の住宅に囲まれるように一体的に接しており、他の土地を選定することは無いとしています。</p>
小泉幸善 会長	<p>本件については、協議事項となります。農振除外は、年2回開催される農政審議会で審議されます。今回は、除外について農業委員会としてやむを得ない等の意見を農政審議会へ提出するかどうか審議します。農振除外するには、国で定められた5要件があり、具体的には農振となってから8年以上経過していること、集約計画の中で障害が生じる場所でないか等です。</p> <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>今回の申請地は地域計画から除いてあるのか。</p>
事務局 荒牧幸治 主任	除く予定です。
小泉幸善 会長	<p>来年4月からの地域計画の中に農振除外したい土地が入っていると、従来より更に時間がかかることとなります。これまでは例えば、2月の農政審議会での審議後、除外についてやむを得ないということになれば、その約半年後に県から除外するという決定があるという流れです。</p> <p>地元のD委員、ご意見ありませんか。</p>
D委員	写真のとおりで、ほぼ敷地内となっています。
小泉幸善 会長	家庭菜園的に活用していたということですが、畑としてよりも、年に1回草刈りを行っていた程度の管理地だと思います。
B委員	物置は人が住んでいるのか。
事務局 荒牧幸治 主任	物置に住んではいません。農機具を置いてあるとのこと。
小泉幸善 会長	中央にガラス製のハウスが見えるが、どういった用途か。
事務局 荒牧幸治 主任	<p>花の栽培や、花を置くための温室と確認しています。</p> <p>なお、住宅には〇〇さんがお一人で住んでいるということで、〇〇さんと〇〇さんは〇〇に住んでおり、月に1回程度帰宅し母の様子を見ているそうです。〇〇さんお一人では農地としての活用が難しい中で、今年、とうもろこしを植えたとのこと。</p>
E委員	<p>歯抜けとなるような農振除外であれば、周りへの影響も多大で難しいと思いますが、端にあたりますので、他の農用地への影響は軽微であると思います。建設省が堤として拡張してあることが分筆の経過から分かりますが、その際に〇〇㎡残り、農地として維持していくのは難しかったと思います。現況において小屋があり、家庭菜園で維持するのが精一杯だったと思います。</p>
小泉幸善 会長	<p>2月に開催される農政審議会へ、農業委員会としては農振除外やむなしとの意見でよろしいでしょうか。(異議なしの声)皆さんやむなしということですので、農政審議会へその旨意見を提出します。</p> <p>続いて、13ページ 報告第7号相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明をお願いします</p>

○報告第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	
事務局 大杉武史 主査	令和〇年〇月〇日に亡くなられました〇〇さんの相続人〇〇さんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されました。被相続人所有面積が2筆〇〇㎡。特例適用農地が大字中洲字向田〇〇番〇、〇〇番〇、面積がそれぞれ〇〇㎡と〇〇㎡となっています。担当地区の湯澤広充委員に確認いただき、適格者と認めましたので報告します。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。 申請者は農業を行っている方ですか。
3番 湯澤広充 委員	新規就農となります。農地の状況ですが、田辺と中洲の境にありまして、農振農用地の水田として利用されています。自分で耕作できない時は作業委託をしていきたいと確認しています。
小泉幸善 会長	この件について、農業委員会は報告を受けました。 以上で、本日の議事は終了となります。